

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	338	担当課	気高町総合支所地域振興課	外線	0857-82-0011
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	芸術によるまちづくり推進事業費補助金				
概要	浜村温泉湯けむり映画塾実行委員会が行う、地域の魅力発信や地域間交流、芸術家の誘致等の活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2301）文化芸術によるまちづくりの推進				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	芸術によるまちづくり推進事業費					
R7予算	1,000千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 2,280千円(事業費) - 1,280千円(市補助金以外の収入等)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	1,000
				R5	1	1,000
				R4	1	1,000
				R3	1	1,000
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	浜村温泉湯けむり映画塾実行委員会				
交付要件	浜村温泉湯けむり映画塾実行委員会				
対象経費	事業経費(ワークショップ、映画制作、映画祭等)、アーティスト招へいに係る経費、地域とアーティストの連携による芸術事業の経費、広報経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 浜村温泉湯けむり映画塾実行委員会は自主財源の確保が難しいため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	自主財源を確保するために実行委員会で協議を行う。(ファンクラブ、クラウドファンディング等) 鳥取市の観光・移住につなげる(各課と連携する)
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、特定団体への同額交付が複数年続いている。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	339	担当課	気高町総合支所地域振興課	外線	0857-82-0011
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	気多の市事業補助金				
概要	気多の市実行委員会が実施する「気多の市」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	ふるさと産業まつり（気多の市）補助金					
R7予算	297千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 632千円(事業費) - 335千円(補助金以外の収入等)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	297
				R5	1	297
				R4	1	141
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10（予算の範囲内）			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	気多の市実行委員会
交付要件	気多の市実行委員会
対象経費	気多の市事業補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-6 イベントの開催が主な使用用途であり、補助金がなければ運営が困難であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助金と自己資金、事業収入の割合を見て補助率の引き下げを検討するべきである。地元ならではの出店者を増やすようにする。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、特定団体への同額交付が複数年続いている。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	340	担当課	気高町総合支所地域振興課	外線	0857-82-0011
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	貝がら節まつり事業補助金				
概要	貝がら節祭り実行委員会が実施する「貝がら節祭り」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	貝がら節まつり補助金					
R7予算	3,977千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 5,490千円(事業費) - 1,513千円(補助金以外の収入等)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	3,977
				R5	1	3,977
				R4	1	14
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	貝がら節祭り実行委員会
交付要件	貝がら節祭り実行委員会
対象経費	貝がら節祭り事業補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費（食糧費及び宗教的行事に係る経費及び寄附金等 の特定財源を除く。）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	×	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 貝がら節祭り実行委員会の独自財源のみでは開催が困難であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 気高町総合支所が事務局を持っている。(以前は気高町観光協会が事務局を担っていた)

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	自主財源を確保できるようなイベント内容を検討する。実行委員会の中で事務局の移管について協議をする。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、特定団体への同額交付が複数年続いている。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	341	担当課	気高町総合支所地域振興課	外線	0857-82-0011
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	睦逢大堤うぐい突き事業補助金				
概要	睦逢大堤うぐい突き保存会が行う、大堤池に伝わる漁法「うぐい突き」に関する事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	睦逢大堤うぐい突き補助金（気高町地域振興課）					
R7予算	93千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 100千円(事業費)－7千円(補助金以外の収入)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	93
				R5	1	93
				R4	1	93
				R3	1	93
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	睦逢大堤うぐい突き保存会				
交付要件	睦逢大堤うぐい突き保存会				
対象経費	睦逢大堤うぐい突き事業に要する経費（寄附金等の特定財源を除く。）のうち、うぐい修繕及び放流する鯉の購入費又は大堤池周辺環境整備費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-6 無形民俗文化財であるうぐい突きを保存・伝承するための支援であり、独自の財源だけでは事業の開催が困難なため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	営利目的ではないため補助金の推移と補助率については改善が難しいと考える。少しでも自主財源を増やすように事業検討を行う。担い手不足はあるが、大学と学生ボランティアや広報で連携しており、地域活性化に寄与できていると考え
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、特定団体への同額交付が複数年続いている。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	342	担当課	気高町総合支所地域振興課	外線	0857-82-0011
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	貝がら節の郷づくり事業補助金				
概要	貝がら節の郷づくり協議会が行う、貝がら節の保存と伝承、文化・芸術のまちづくりなど鳥取西地域の活性化に寄与する事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2201）ふるさと・いなか回帰の促進				
創設年度	H21	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	貝がら節の郷づくり協議会補助金					
R7予算	2,213千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 2,313千円(事業費)－100千円(補助金以外の収入)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	2,213
				R5	1	1,868
				R4	1	1,868
				R3	1	53
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	貝がら節の郷づくり協議会				
交付要件	貝がら節の郷づくり協議会が実施する事業（貝がら節の保存と伝承及び関係資料の収集を図る事業、浜村駅・宝木駅の利用率向上を図る事業、文化・芸術のまちづくりに関する事業、生姜と温泉と健康をテーマとする事業、その他鳥取西地域の活性化に寄与すると市長が認めた事業）				
対象経費	補助対象事業に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	×	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-6 イベントの開催が主な使用用途であり、補助金がなければ運営が困難である。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 気高町総合支所が事務局を持っている。将来的には市民団体の中で事務局を担ってもらおうと考えている。

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助率の引き下げのために自主財源を確保できるイベントの実施を検討する。貝がら節の郷づくり協議会の中で、各イベントの事務局の移管について協議をする。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、特定団体への同額交付が複数年続いている。